広島県告示第千七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年十一月十六日

広島県知事　横　田　美　香

名称	所在地	指定年月日
ププレひまわり薬局　三原城町店	三原市城町二丁目一三-四八	令和八年一一月一日
ミライこどもケア訪問看護ステーション東広島	東広島市西条中央四丁目四-二エクセレントハイツ一階一号	令和八年一〇月一日